

地方分権改革推進委員会  
第2次勧告  
(出先機関改革の概要)

# 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(抄)

## 第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

### 4 出先機関の改革の実現に向けて

本勧告を踏まえ、地方自治体への事務・権限の移譲と国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、一定の準備期間が必要になると考えられる。

政府に対しては、当委員会が本勧告で示した方向に沿って、こうした国の出先機関の改革の具体化に向けた検討に早急に着手し、これを実現するための工程を明らかにした計画を平成20年度内に策定することを要請する。同時に、以下の6で述べた人員の移管等については、そのための仕組みづくりに一定の時間を要すると考えられるので、計画策定と並行してそのための検討を進めることを要請する。

(中略)

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考える。(別添)

(中略)

以上を踏まえ、政府に対して具体的な措置を求める事項は、5及び6のとおりである。

### 5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

#### (1) 事務・権限の見直し

当委員会では、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、上記2に記述した「事務・権限の見直しの考え方」に沿って仕分けを行った。この結果、見直しを要する事項を出先機関ごとに別紙2のとおり整理した。

各出先機関については、別紙2で指摘した個々の事務・権限について見直しを実施する。

【別紙2】個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表(計116事項)

## (2) 組織の改革

各出先機関の事務・権限の仕分けや、上記3に記述した「組織の見直しの考え方」を踏まえた個別出先機関の組織の改革の方向性は、以下のとおりである。

また、以下で「組織を残す」とする機関を含め、各機関においては、既定の方針に沿った減量・効率化を徹底して行うことはもちろんであり、加えて、別紙に示した事務・権限の見直しを行い、それに伴う組織・定員のスリム化を行う必要がある。

以下の改革をおおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9系統の出先機関を廃止する。また、これらの改革により、人員の地方への移管を行うことなどにより、要員配置のスリム化を目指す。

### ① 個別出先機関の組織の改革の方向

[厚生労働省関係]

#### 地方厚生局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

#### 都道府県労働局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
- 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小を図るべきである。

#### 中央労働委員会地方事務所

- 組織を廃止する（※）。

(※)別紙2の個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表の見直し内容において「特定独立行政法人の非公務員化による業務量の減少等を踏まえた上で、中央労働委員会事務局本局等に移管する。」とされている。

## 6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い

### (1) 人員の移管等の取扱い

(略)

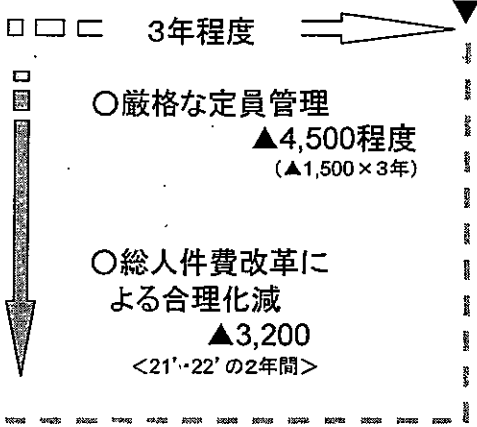
### (2) 財源の手当等の取扱い

(略)

# 国の出先機関改革に関する試算

国の出先機関(15系統)【20'末定員95,836人】

(組織の抜本改革のXデー)



- 道路の移管 ▲1,300+▲1,300?
- 河川の移管 ▲3,000
- その他の事務・権限の見直し  
▲2,000+▲1,500?
- 上記に係る共通管理部門の減  
(▲9,100×0.25⇒)▲2,300

約▲34,600

【将来的】 □ □ →

- 整備が概成した道路の移管  
▲1,100
- その他の直轄公共事業の範囲の見直し  
(5,000×1/2⇒)▲2,500
- 上記に係る共通管理部門の減  
(▲3,600×0.25⇒)▲900
- ハローワークの縮小  
(12,000-重複分⇒)▲11,000



## 個別出先機関の事務・権限の 見直し事項一覧表

厚生労働省 都道府県労働局			
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
総務部等	—	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）	都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。
労働基準部	労働基準監督署	賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施 ・賃金構造基本統計調査	民間委託の拡大等を進める。
職業安定部 等	—	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督）	地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
	公共職業安定所 出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	地方自治体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
	公共職業安定所 出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

厚生労働省 中央労働委員会 地方事務所			
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
地方調査官	—	中央労働委員会の地方における次の事務の整理 ・ 特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査及びこれに関する調査に係る事務 ・ 特定独立行政法人等に係る労働争議のあっせん及び調停並びにこれらに関する調査に係る事務	特定独立行政法人の非公務員化による業務量の減少等を踏まえた上で、中央労働委員会事務局本局等に移管する。

2008年12月16日

地方分権改革推進委員会

## 決 議

本地方分権改革推進委員会が12月8日にとりまとめ、同日、麻生総理大臣に提出した第2次勧告では、地方分権改革推進のため、国の出先機関の廃止など抜本的な統廃合を提言した。これは、地域民主主義からのガバナンスがこれまで十分機能してこなかった国の出先機関を根底から見直す内容であり、第2次勧告の要となる部分である。

こうした要となる部分を着実に実施していくため、本勧告第2章第4節において、国の出先機関改革を断行し、将来的には35,000人程度の出先機関職員の削減を目指すべきであるとする試算を明らかにしている。この試算は、本勧告で政府に対して具体的な措置を求める事項となっている第2章第5節及び第6節の前提となるものである。第4節までを第5節及び第6節と切り分けることなく、一体として踏まえた上で、政府は今年度内に作成する工程表をはじめとして、具体化に向けた措置を進めていく必要がある。将来的な35,000人程度の出先機関職員削減数を目標として設定し、同勧告の趣旨をしっかりと踏まえて取り組むよう、ここに、あらためて政府に強く要請するとともに、本委員会の考えを明確にするものである。



## 基本的考え方

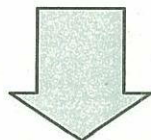
- 国と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものとする仕組み
- 地方再生、地域振興

## 事務・権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化した、

### 「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」

〔 出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型を基本に分類し、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を提示 〕



・各府省から「仕分け」の見解を聴取  
・関係府省からのヒアリング結果、全国知事会など関係者の意見等を考慮

### 対象機関の事務・権限を仕分け

- ・廃止(民営化、独立行政法人化を含む。)を検討するもの
- ・地方への移譲を検討するもの 等

【事務・権限の見直しの具体的内容】⇒ 別添1 参照

・8府省15系統の116事項の事務・権限を見直し

## 事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

- 人員の移管等の取扱い
  - ・仕事の地方への移譲に伴い、人材や必要な財源を地方に確保
  - ・事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
  - ・事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化
- ⇒ 円滑な実施をはかる仕組みの検討
  - ・総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織(本部)の設置
  - ・制度的な措置(退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等) 等
- 財源の手当ての取扱い…必要な財源確保に向け、引き続き検討

## 経緯

- 19.5 経済財政諮問会議が8府省15系統の国の出先機関の見直しを提案
- 19.6 「骨太方針2007」-政府から委員会に検討要請
- 20.5 第1次勧告(基本方向を提示) ⇒ 20.6 「骨太方針2008」
- 20.8 中間報告(仕分けの考え方の具体化等)
  - ⇒ 出先機関の事務・権限の「仕分け」について各府省の見解を聴取

## 組織の見直し

◇事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し

① 二重行政の弊害是正の観点からの組織の見直し

ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合

(地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関)

イ 同一府省における出先機関の統廃合

ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

※ 社会情勢の変化により業務そのものが不要となるものは、組織を廃止

② 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続

◇地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

○ 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置

・協議会を法律上明確に位置付け

・域内の都道府県知事、政令市市長と市長会・町村会の代表者で構成

・直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議

○ 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

・個別事業の積算や明細の情報開示等

【組織の改革の方向性】⇒ 別添2 参照

## 出先機関の改革の実現に向けて

- 勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定することと、推進のための体制づくりを、政府に要請
- 道路・河川の移管に係る国と都道府県との個別協議については、都道府県から要望があった区間等も含め、早急に結論を出すよう要請

# 国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

**沖縄総合事務局** ⇒ 組織・定員のスリム化

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕

**総合通信局** ⇒ 組織・定員のスリム化

**法務局** ⇒ 組織・定員のスリム化

**地方厚生局** ⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合

- 指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕
- 健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕
- 民生委員等の委嘱〔手続簡素化〕

**都道府県労働局** ⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合

- 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
- 個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕

**中央労働委員会地方事務所** ⇒ 廃止

**地方農政局** ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合  
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕
- 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕
- 国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕
- 農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕
- 農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕
- 米穀の買入れ・売渡し業務〔実施主体の見直し〕

**森林管理局** ⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す

- 国有林野事業（人工林の整備等）〔一部独法化〕
- 民有林直轄治山事業〔要件明確化〕

**漁業調整事務所** ⇒ 組織・定員のスリム化

**経済産業局** ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕
- 消費生活相談〔国と地方の連携強化〕
- 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕
- 商工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕
- 中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕

**地方整備局** ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合  
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕
- 国営公園の管理〔地方移管〕
- 直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕
- 直轄砂防事業〔要件明確化〕
- 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕

**北海道開発局** ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合  
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 道州制特区制度に基づく取組みの推進

**地方運輸局** ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 自動車登録事務〔一部独法化〕
- 自家用有償運送、運転代行業〔地方移譲〕
- 自動車道事業〔地方移譲〕
- 地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕

**地方航空局** ⇒ 組織・定員のスリム化

**地方環境事務所** ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

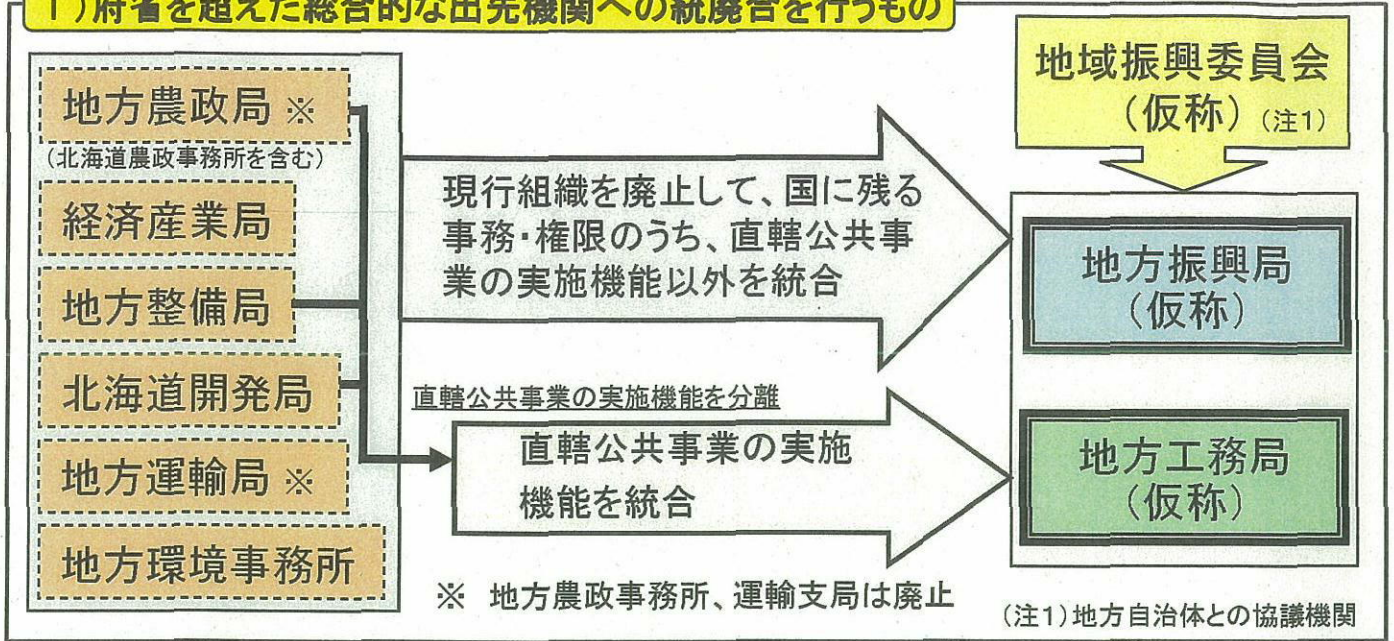
- 環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕
- 家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕
- 土壌汚染の指定調査機関〔地方移譲〕
- 循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

※ 以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し

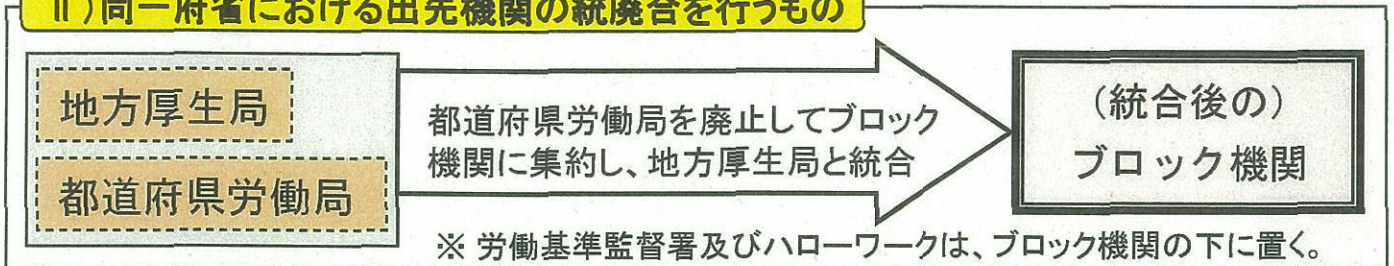
※ 「地方移譲」、「地方への関与縮小」等の具体的内容は、勧告別紙2を参照

【参考】組織改革の方向性(イメージ)

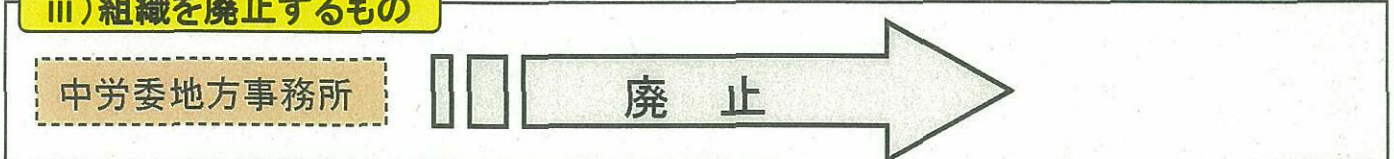
i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



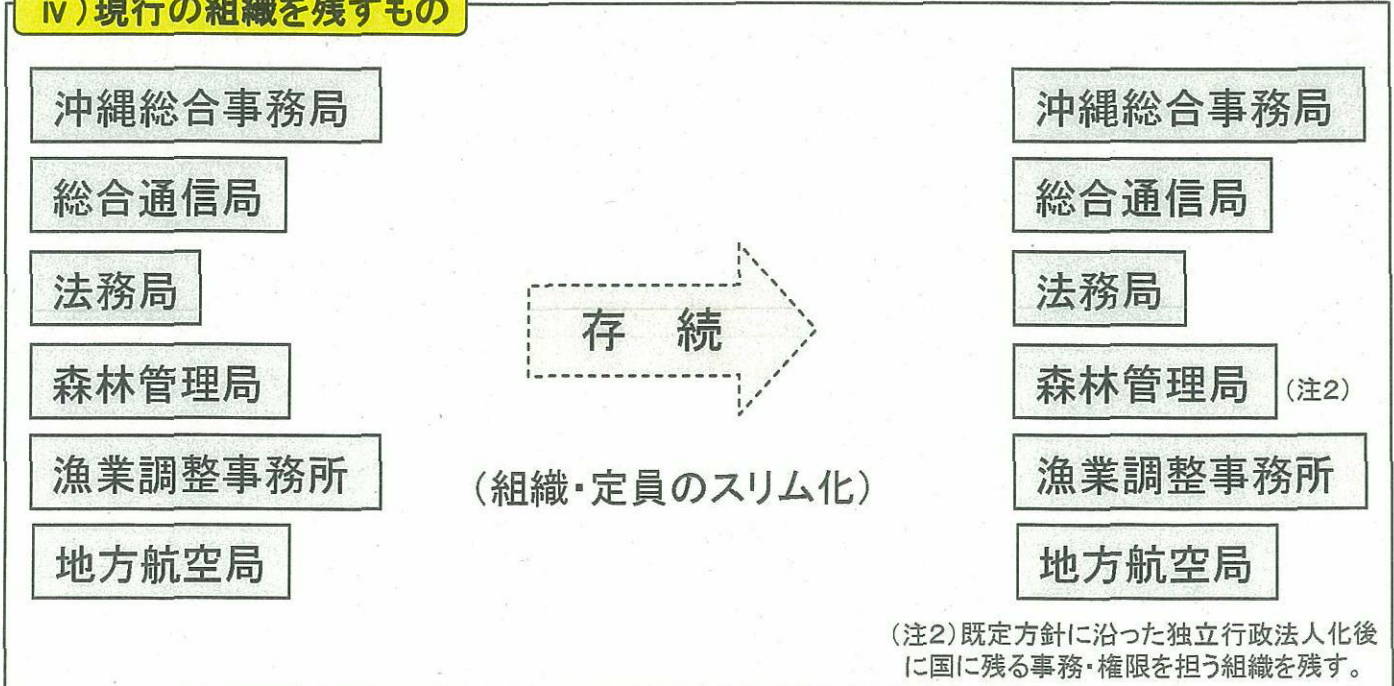
ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの



iii) 組織を廃止するもの



iv) 現行の組織を残すもの



# 地方分権改革のスケジュール

